

幼児教育・保育の無償化について

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育施設に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用していない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」にあたっては、就労等の「保育を必要とする事由」（認可保育所等の利用と同等の要件）が必要となります。詳しくは3ページでご確認ください。

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要ですが、最新状況を確認するために「保育要件の確認書類」のみ提出が必要となります。

(注4) 認定申請内容に変更があった場合、速やかに届け出してください。届出がなく、認定対象外となる場合、認定要件が消滅した年度月にさかのぼって、無償化の対象外になりますので、ご注意ください。

- 3歳児から5歳児までの子どもは、月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

- 都道府県等に届出をした認可外保育施設

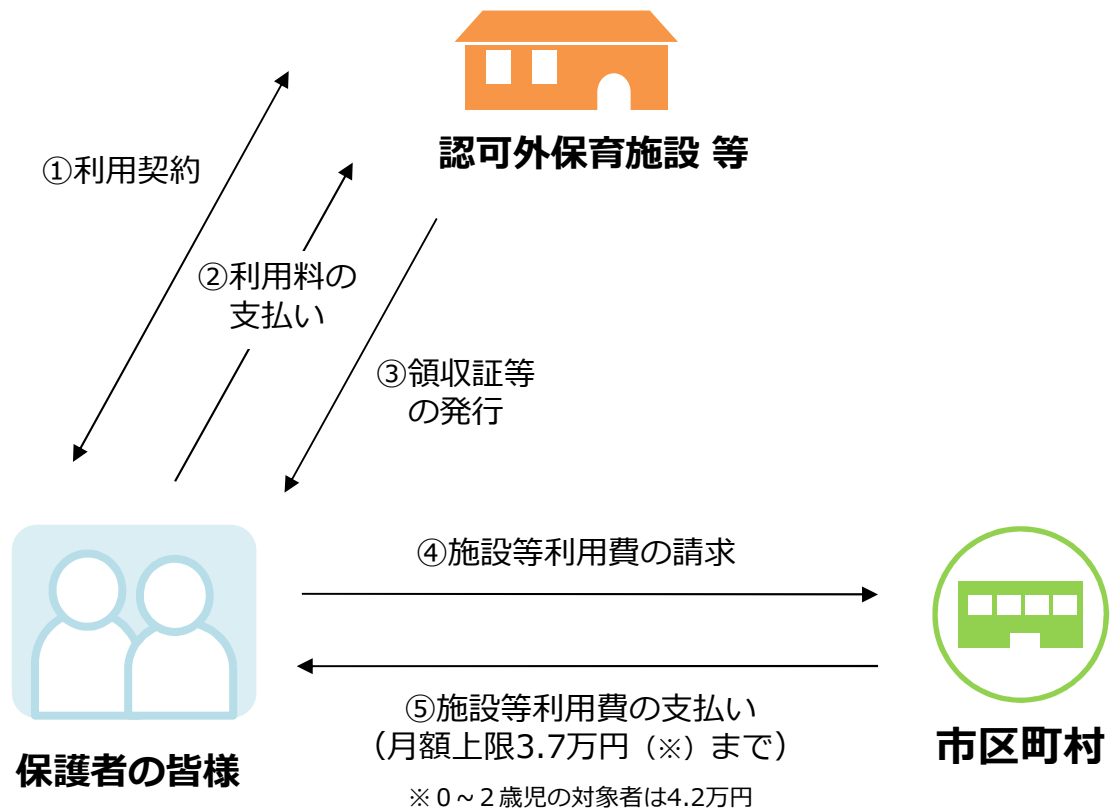
(一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、
ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)

に加え、

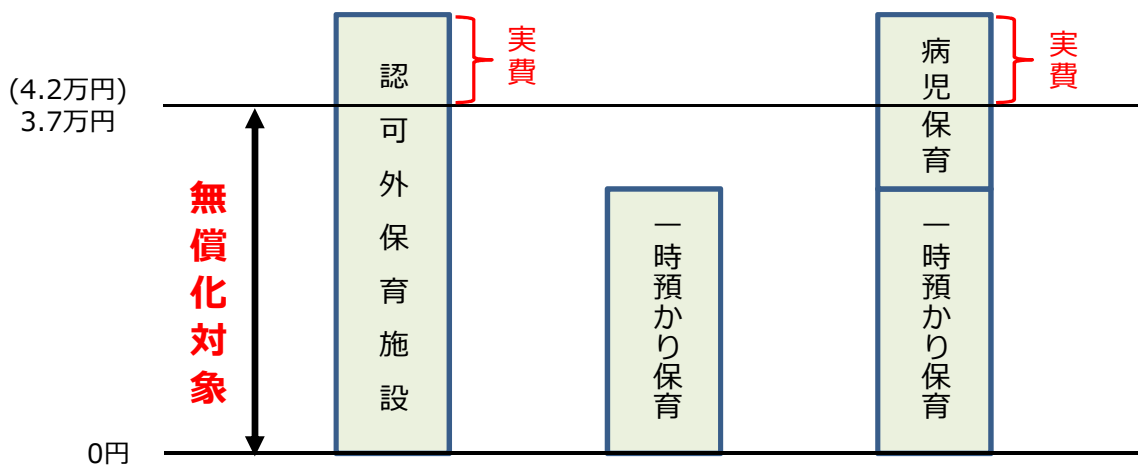
- ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。

[基本的な手続きのイメージ]



[給付金額の仕組み]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、申請が必要です。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になりますので、ご注意ください。

[保育を必要とする事由及び認定期間]

保育認定を受けるには、父・母のいずれもが次のいずれかの区分に該当する場合で、家庭での保育が困難であることが条件となります。

区分	保育を必要とする事由	認定期間
①	月64時間以上の就労	小学校就学前まで
②	妊娠・出産	出産後8週を経過する日の属する月の末日まで
③	保護者の疾病・障がい	小学校就学前まで
④	同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護	小学校就学前まで
⑤	災害復旧	小学校就学前まで ※災害復旧の完了が見込まれる期間
⑥	求職活動（起業準備）	効力発生日から起算して90日を経過する日の属する月の末日まで
⑦	保護者の就学等	卒業（修了）予定日まで
⑧	虐待やDVのおそれがある場合	小学校就学前まで
⑨	育児休業取得中の継続利用（在園児に限る。）	育児休業修了（予定）日まで
⑩	市が①から⑨までに類すると認める場合	市長が認める期間

[保育要件の確認書類]

以下の確認書類は、輝くこども未来室窓口または市ホームページからダウンロードできます。

区分	保育を必要とする事由	確認書類
①	就労 会社員等、法人が営む事業に従事（採用予定含む。）	就労証明書 ※育児休業期間を短縮して職場復帰をする場合は、育児休業期間変更の申立書の提出が必要です。
	上記以外の事業に従事（主に個人事業など）	就労証明書と「個人事業等従事者の添付書類一覧」に掲げるいずれかの書類（※詳細は認定申請書の裏面をご覧ください。） 内職・・・内職委託工賃支払証明書 農業・・・耕作証明書
②	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ）
③	保護者の疾病・障がい	【疾病】・・・診断書（本市の様式） 【障がい】・・・障害者手帳の写し
④	親族の介護・看護	介護・看護に関する申立書
⑤	災害復旧	災害復旧申立・確認書（罹災世帯は罹災証明書）
⑥	求職活動 求職活動中	求職活動に関する申立書とハローワークの求職カードなど、求職活動を証明する書類の写し
	起業準備中	起業準備に関する申立書と事業計画書などの写し
⑦	就学等 就学中	在学証明書
	職業訓練中	職業訓練証明書
⑧	虐待・DVのおそれ	公的機関からの証明書（保護命令の写しなど）
⑨	育児休業取得中の継続利用（在園児に限る。）	在園証明書・就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）
⑩	市が①から⑨までに類すると認める場合	それぞれの状況に応じて必要な書類

[申請方法について]

●提出書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ② 保育要件の確認書類（3ページ参照）

※ すでに2号・3号の認定を受けておられる方は、②のみ提出してください。

●持ち物

- ① マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票（認定申請書に記載が必要な方の分）
※記載されている氏名・住所等に変更がない場合は「通知カード」でも可。
- ② 運転免許証など、顔写真付き本人確認書類（申請に来られる方）
- ③ 印鑑（認印）

●提出方法

上記の提出書類・持ち物を持参の上、輝くこども未来室窓口で提出してください。

●申請先

京田辺市役所 輝くこども未来室（市役所3階⑩番窓口）

【受付時間】 8：30～12：00 13：00～17：15（土・日・祝日除く。）

●申請期間

随時 ※認定の有効期間は、認定日または申請後初めて施設・事業を利用した日のいずれか早い方からとなり、認定申請受付日より前に遡ることはできません。

[その他]

●請求及び支給の時期

- ① 請求の受付は、四半期ごとに行います。（10～12月利用分は1月以降／1～3月利用分は4月以降／4～6月利用分は7月以降／7～9月利用分は10月以降）
- ② 支給については、請求後、市が書類を審査し、概ね1～2か月後に保護者名義の口座に振込により行う予定です。

●請求方法

市指定の請求書に必要事項を記入の上、利用施設が発行した「特定子ども・子育て支援提供証明書」および「領収書（原本）」を添えて、輝くこども未来室に提出してください。請求書は、輝くこども未来室窓口又は市ホームページからダウンロードしてください。

●企業主導型保育事業について

企業主導型保育施設利用中の方は、本件とは別の手続方法になりますので、利用施設に直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】 京田辺市役所 輝くこども未来室

TEL : 0774-63-1310 MAIL : mirai@city.kyotanabe.lg.jp